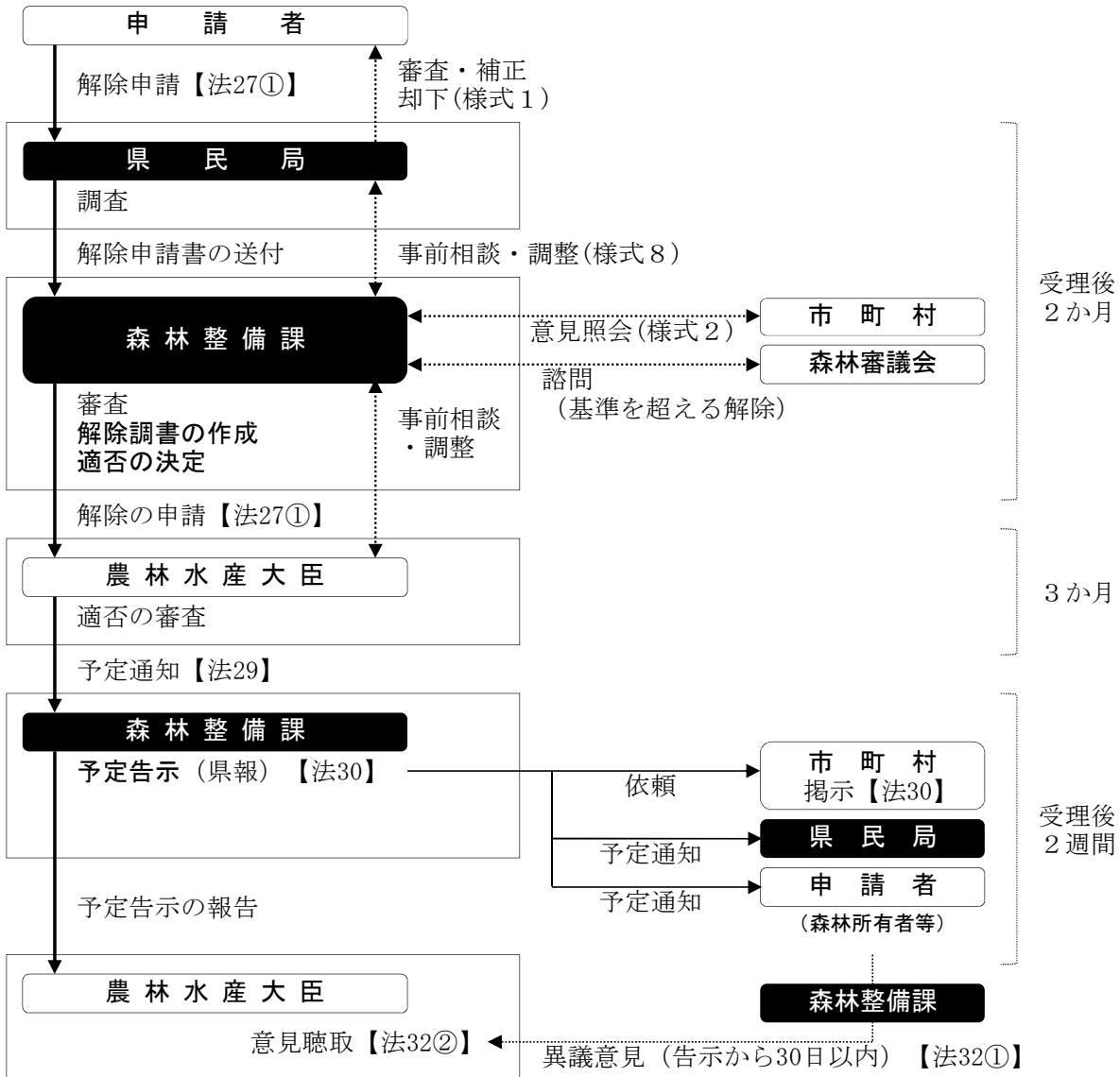
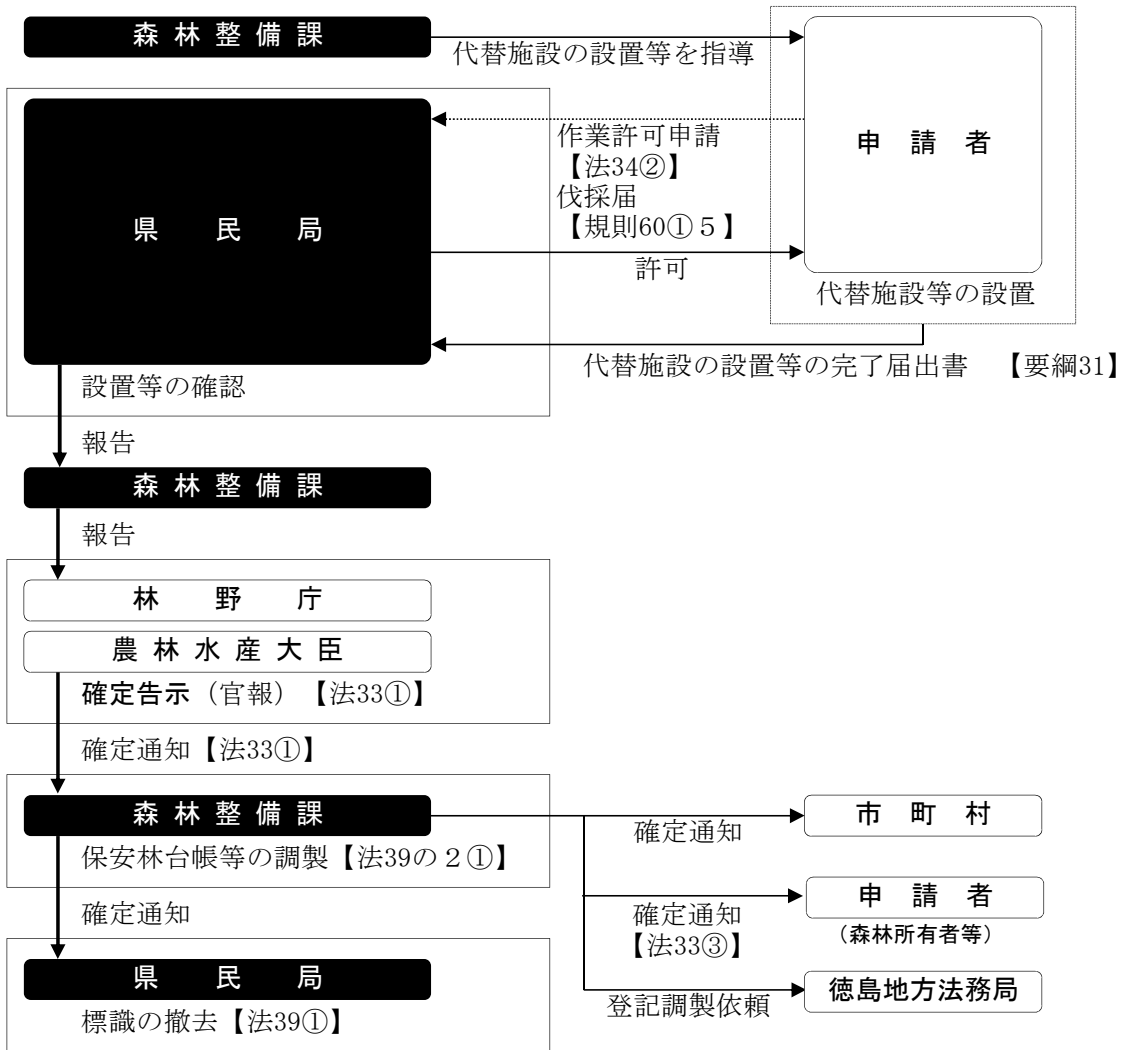


1-1 農林水産大臣権限に係るもの（確認解除）

根拠法令	法第26条
対象等	<p>重要流域内に存する民有林であって、法第25条第1項第1号から第3号の目的を達成するための保安林を次の事由により転用解除する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定理由の消滅」による解除 ・「公益上の理由」による解除であって、解除の規模が1ha以上の場合（ただし、地方公共団体が実施する場合等を除く）

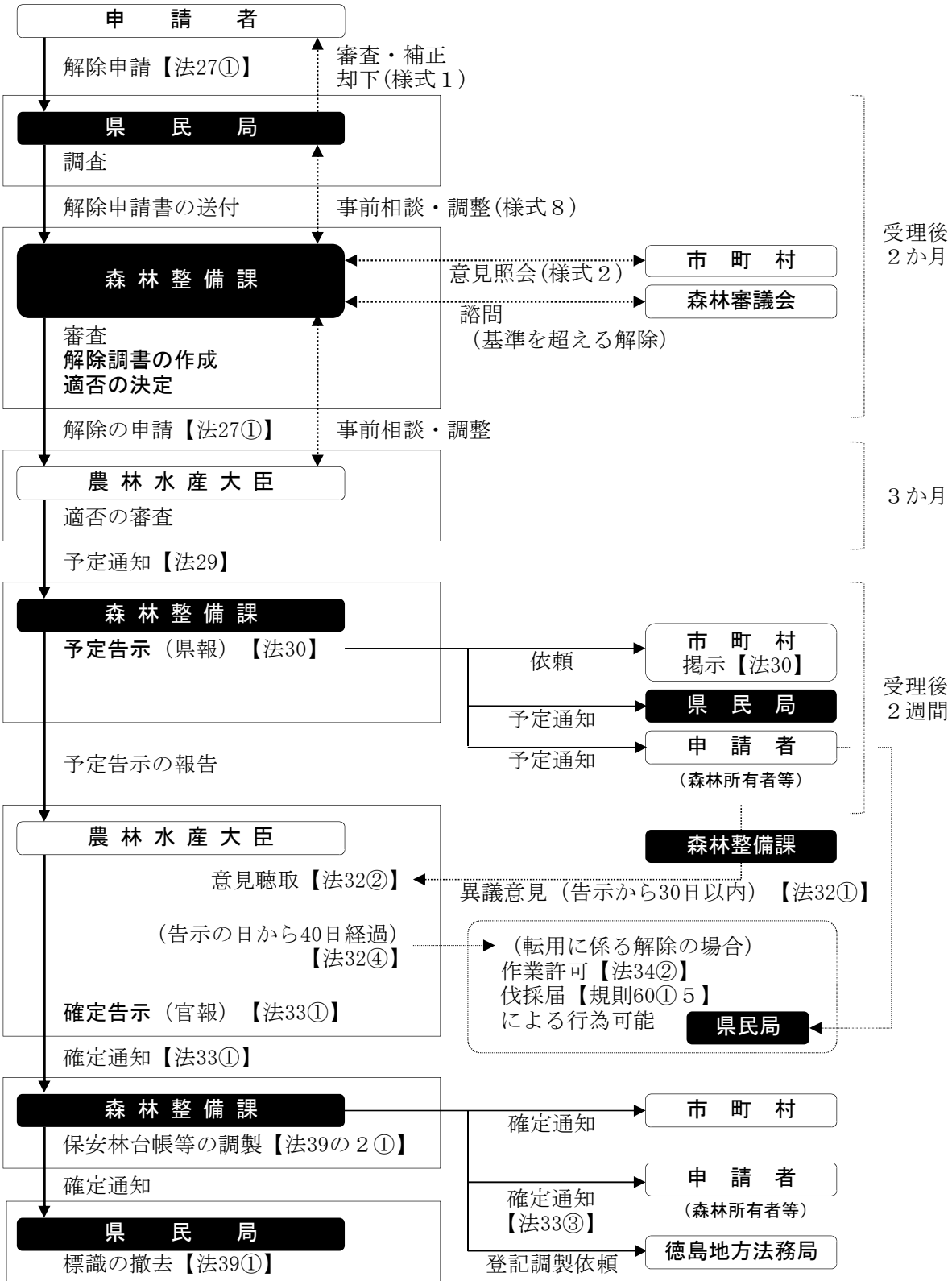


(異議意見がなく、告示の日から40日経過) 【法32④】



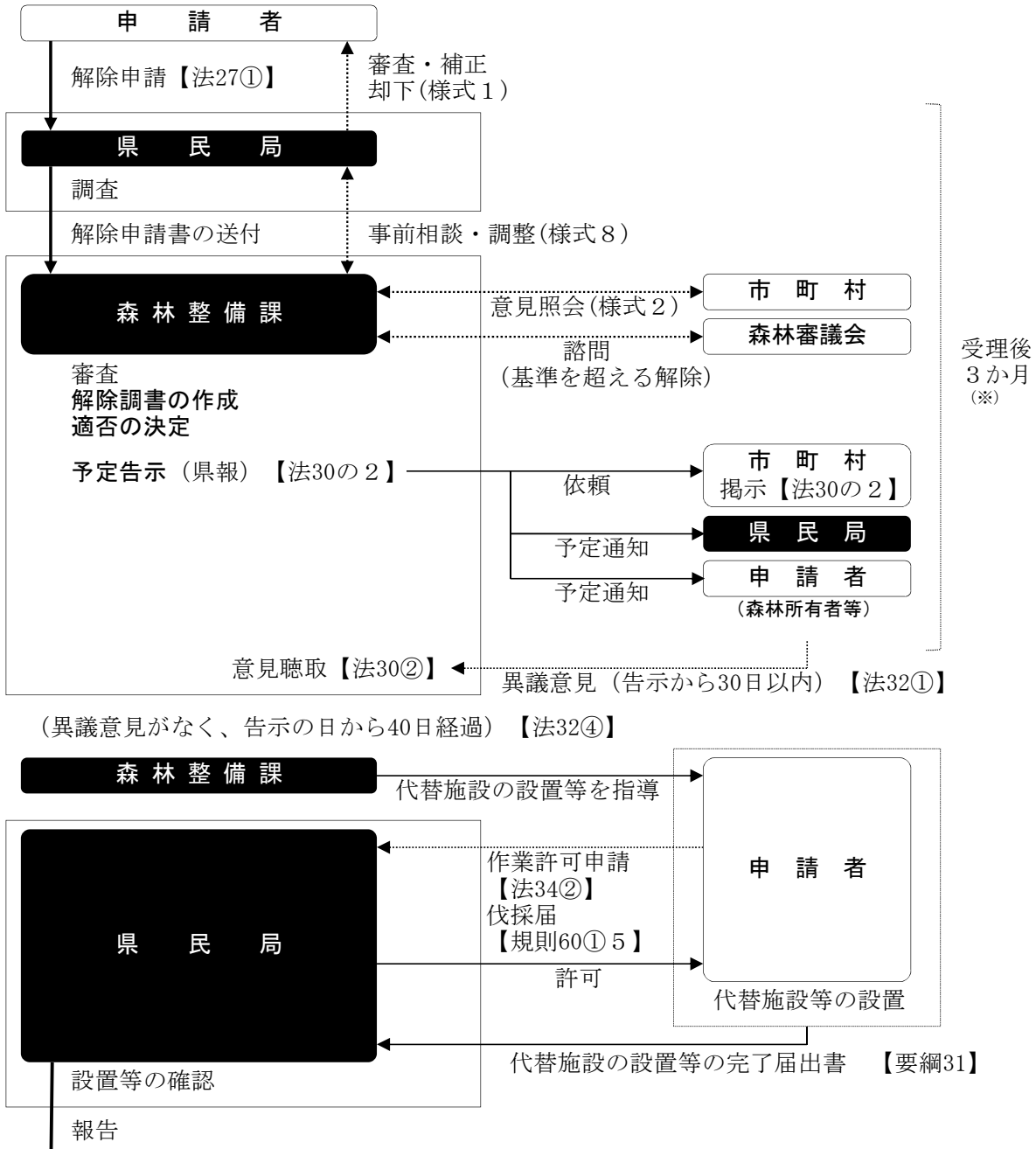
1-2 農林水産大臣権限に係るもの（その他）

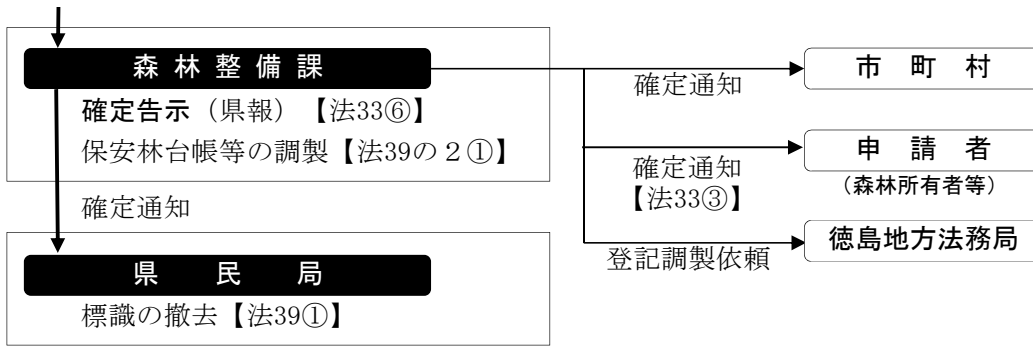
根拠法令	法第26条
対象等	重要流域内に存する民有林であって、法第25条第1項第1号から第3号の目的を達成するための保安林を解除するもののうち、1-3に該当しない場合



2-1 知事権限に係るもの（確認解除）

根拠法令	第26条の2
対象等	<p>重要流域以外の流域内に存する民有林であって、法第25条第1項第1号から第3号の目的を達成するための保安林又は県下全域の民有林であって、法第25条第1項第4号から11号の目的を達成するための保安林を次の事由により転用解除する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定理由の消滅」による解除 ・「公益上の理由」による解除であって、解除の規模が1ha以上の場合（ただし、地方公共団体が実施する場合等を除く）



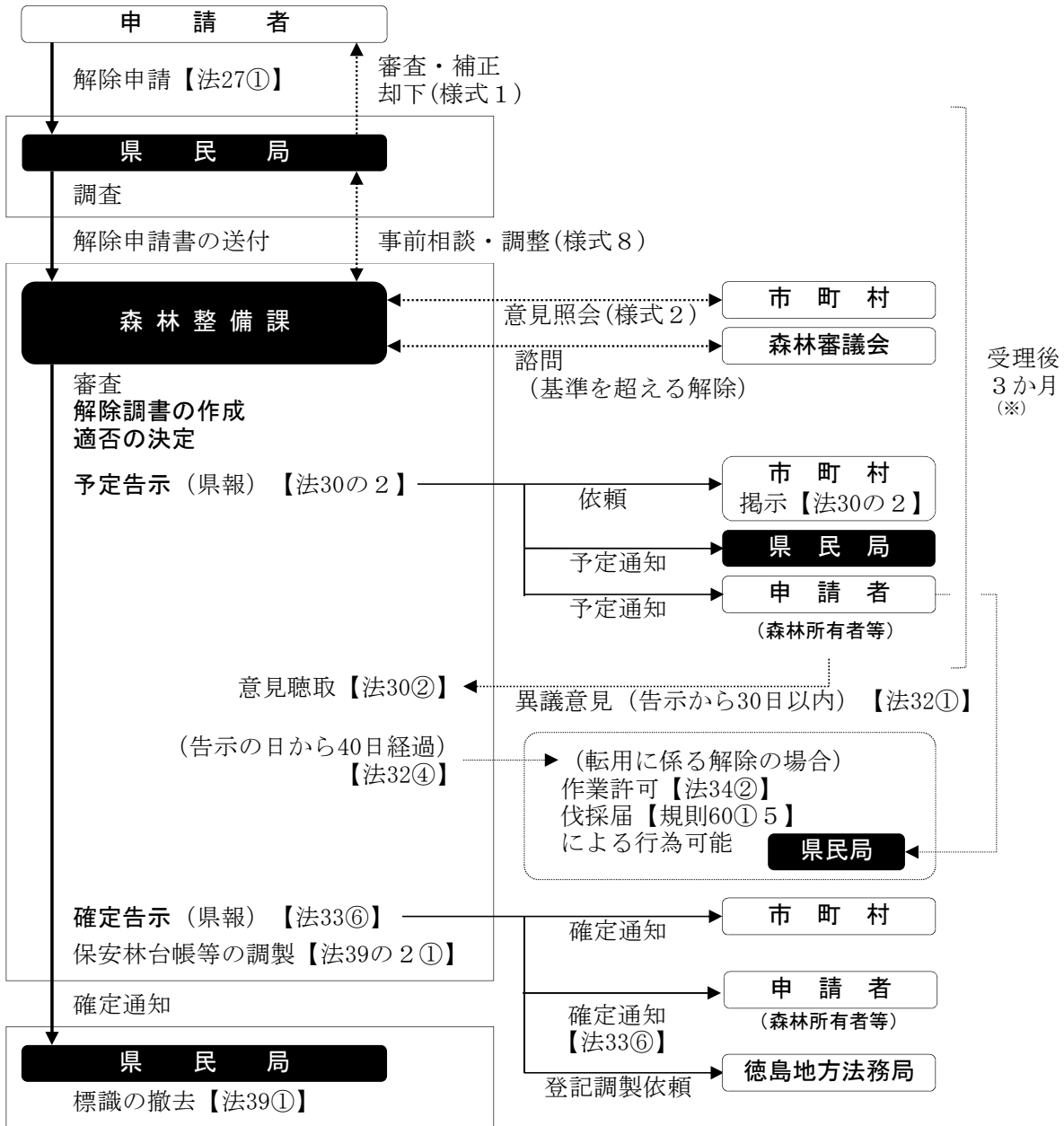


※ 法第25条第1項第1号から第3号の目的を達成するため指定された保安林で、解除しようとする面積が次の基準を超える場合は、農林水産大臣との協議期間（2か月）が別に必要【法26の2④】

- ・ 「指定理由の消滅」による解除の場合 1 ha以上
- ・ 「公益上の理由」による解除の場合 5 ha以上

2-2 知事権限に係るもの（その他）

根拠法令	第26条の2
対象等	<ul style="list-style-type: none"> 重要流域以外の流域内に存する民有林であって、法第25条第1項第1号から第3号の目的を達成するための保安林 県下全域の民有林であって、法第25条第1項第4号から11号の目的を達成するための保安林



※ 法第25条第1項第1号から第3号の目的を達成するため指定された保安林で、解除しようとする面積が次の基準を超える場合は、農林水産大臣との協議期間（2か月）が別に必要【法26の2④】

- ・「指定理由の消滅」による解除の場合 1 ha以上
- ・「公益上の理由」による解除の場合 5 ha以上